

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（別冊）

促進区域の設定に関する岩手県基準

## 1 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 21 条第 6 項及び第 7 項に基づき、法第 21 条第 3 項第 1 号に定める岩手県の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項として、第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画に掲げる温室効果ガスの排出削減目標及び 2050 年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成するため、地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを最大限活用しつつ、環境の保全に配慮して市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定する際の基準を定めるもの。

## 2 基準を定める地域脱炭素促進施設の種類

- (1) 太陽光発電施設
- (2) 風力発電施設

## 3 太陽光発電施設に係る基準

- (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域  
別表 1 のとおり
- (2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等  
別表 2 のとおり

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 5 項第 5 号イに規定する地域の環境の保全のための取組について定める際は、別表 2 の「適正な配慮のための考え方」を踏まえるとともに、環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置が確実に実行されているか確認するため、事業開始後の事後調査の実施について規定するものとする。

### (3) 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の対象未満の施設に係る特例事項

環境影響評価法施行令別表第 1 の第 2 欄及び第 3 欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について定める特例事項は以下のとおりとする。

ア 既存の建物の屋根に設置されるもの（10kW 以上）については、別表 1 及び別表 2 のうち水の濁りによる影響、重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響、植物の重要な種及び重要な群落への影響、地域を特徴づける生態系への影響、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響、その他県が必要と判断するものについての考慮を要しない。

イ 工場跡地に設置されるもの（工業団地に設置されるものを除く。）については、別表 1 及び別表 2 のうち重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響、地域を特徴づける生態系への影響及び主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響、その他県が必要と判断するものについての考慮を要しない。

### (4) 適用除外

環境影響評価法施行令別表第 1 の第 2 欄及び第 3 欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設のうち以下のものについては、別表 1 及び別表 2 の項目について考慮を要せず、国の基準を県の基準とする。

- ア 既存の建物の屋根に設置されるもの（10kW 未満）
- イ 工業団地に設置されるもの

#### 4 風力発電施設に係る基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

別表3のとおり

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等

別表4のとおり

なお、法第21条第5項第5号イに規定する地域の環境の保全のための取組について定める際は、別表4の「適正な配慮のための考え方」を踏まえるとともに、環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置が確実に実行されているか確認するため、事業開始後の事後調査の実施について規定するものとする。

(3) 環境影響評価法の対象未達の施設に係る特例事項

環境影響評価法施行令別表第1の第2欄及び第3欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について定める特例事項は以下のとおりとする。

ア 既存の建物の屋根に設置されるものについては、別表3及び別表4のうち重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響、植物の重要な種及び重要な群落への影響、地域を特徴づける生態系への影響、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響、その他県が必要と判断するものについての考慮を要しない。

イ 工業団地に設置されるものについては、別表3及び別表4のうち重要な地形及び地質への影響、風車の影による生活環境への影響、土地の安定性への影響、植物の重要な種及び重要な群落への影響、地域を特徴づける生態系への影響、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響についての考慮を要しない。

ウ 駐車場に設置されるものについては、別表3及び別表4のうち重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響、植物の重要な種及び重要な群落への影響、地域を特徴づける生態系への影響、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響についての考慮を要しない。

#### 附 則

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

2 この基準の施行後2年を経過した場合において、この基準の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表 1

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	保安林	森林法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区	鳥獣保護管理法
	県指定鳥獣保護区	
	生息地等保護区	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
	カモシカ保護地域	昭和 54 年三庁合意（環境、文化、林野）
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	自然環境保全地域 特別地区	岩手県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園・国定公園の 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域	自然公園法
	県立自然公園の 第 1 種特別地域 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域	県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法 都市計画法
	文化的景観	文化財保護法 景観法
	史跡名勝天然記念物 県指定史跡名勝天然記念物 市町村指定史跡名勝天然記念物	文化財保護法 岩手県文化財保護条例 各市町村の文化財保護条例
	その他県が必要と判断するもの	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法
	山地災害危険地区	林野庁長官通達
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	河川区域	河川法
	世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯	世界遺産条約
	海岸保全区域	海岸法
	農用地区域内の農地 甲種農地 第 1 種農地	農業振興地域の整備に関する法律 農地法

別表2

促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設けること等の防音対策を講じること。</li> </ul>
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>取水施設の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>いわての水道概況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な地形・地質の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	<p>（促進区域に当該区域を含む場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針において該当する A～E の区分による保全方向の配慮を行うこと。</li> </ul>
反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置や向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省レッドリスト</li> <li>岩手県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方環境事務所に聴取</li> <li>いわてレッドデータブック</li> <li>岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針において該当する A～E の区分による保全方向の配慮を行うこと。</li> </ul>

促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県希少野生動物物の保護に関する条例で指定する指定希少野生動物及び特定希少野生動物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家に聴取</li> <li>岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針において該当する A～E の区分による保全方向の配慮を行うこと。</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生自然度の高い地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針において該当する A～E の区分による保全方向の配慮を行うこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定植物群落</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地の改変を避けた事業計画にすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>巨樹・巨木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定対象の改変を避けた事業計画にすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省レッドリスト</li> <li>岩手県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方環境事務所に聴取</li> <li>いわてレッドデータブック</li> <li>岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針において該当する A～E の区分による保全方向の配慮を行うこと。</li> </ul>

促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県希少野生動植物の保護に関する条例で指定する指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家に聴取</li> <li>岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針において該当する A～E の区分による保全方向の配慮を行うこと。</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然再生の対象となる区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>東北地方環境事務所 WEB ページ</li> <li>自然再生協議会に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に当たって、必要な措置*を講じること。</li> <li>※ 市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要里地里山</li> <li>重要湿地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>東北地方環境事務所に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置*を講じること。</li> <li>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立/国定公園、県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点</li> <li>長距離自然歩道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>東北地方環境事務所に聴取</li> <li>県自然保護担当課に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置*を講じること。</li> <li>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所や県自然保護担当課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>

促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立自然公園区域の普通地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>県自然保護担当課 WEB ページ</li> </ul>	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は太陽光パネルや付帯設備を周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>長距離自然歩道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県自然保護担当課に聴取</li> </ul>	<p>(促進区域に当該歩道や区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>
その他県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県砂防担当課 WEB ページ</li> </ul>	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村教育委員会へ聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、事業地内に周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が無いことを確認すること。</li> <li>遺跡に該当する場合は、埋蔵文化財に影響が生じないように配慮※する必要があること。</li> <li>事業地内に遺跡が存在しない場合であっても、事業地が1 ha 以上である、周辺に遺跡が存在する、埋蔵文化財の所在確認を行ったことのない場所などは、事業計画について協議が必要であること。</li> </ul> <p>※ 事業により埋蔵文化財に影響が生じる場合は、必要に応じて発掘調査が必要になること。</p>



促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
その他県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の回廊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国有林は、東北森林管理局に聴取</li> <li>民有林は、県森林整備担当課に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の回廊の設置趣旨を踏まえ、区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>

EADAS：環境アセスメントデータベース。環境省が提供している。

別表 3

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	保安林	森林法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区	鳥獣保護管理法
	県指定鳥獣保護区	
	生息地等保護区	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
	カモシカ保護地域	昭和 54 年三庁合意（環境、文化、林野）
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	自然環境保全地域 特別地区	岩手県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園・国定公園の 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域	自然公園法
	県立自然公園の 第 1 種特別地域 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域	県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法 都市計画法
	文化的景観	文化財保護法 景観法
	史跡名勝天然記念物 県指定史跡名勝天然記念物 市町村指定史跡名勝天然記念物	文化財保護法 岩手県文化財保護条例 各市町村の文化財保護条例
	その他県が必要と判断するもの	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法
	山地災害危険地区	林野庁長官通達
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	河川区域	河川法
	世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯	世界遺産条約
	海岸保全区域	海岸法
	農用地区域内の農地 甲種農地	農業振興地域の整備に関する法律 農地法

別表 4

促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電設備の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔を1 km程度確保すること。</li> <li>風力発電設備の設置予定場所から2 km以内に保全対象施設や住宅がある場合は、騒音による影響を調査、予測し、その結果に応じて必要な環境保全措置を検討すること。</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な地形・地質の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	<p>（促進区域に当該区域を含む場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針において該当するA～Eの区分による保全方向の配慮を行うこと。</li> </ul>
風車の影による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風車の影が保全対象施設や住宅に長時間重ならないよう風力発電機の配置を検討すること。</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省レッドリスト</li> <li>岩手県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方環境事務所に聴取</li> <li>いわてレッドデータブック</li> <li>岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針において該当するA～Eの区分による保全方向の配慮を行うこと。</li> </ul>

促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ 風力発電に係るセンシティブティマップ	・ EADAS	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について東北地方環境事務所や県自然保護担当課に聴取し、保全に必要な措置を促進区域と合わせて示す。
	・ 岩手県希少野生動物物の保護に関する条例で指定する指定希少野生動物及び特定希少野生動物	・ 専門家に聴取 ・ 岩手県自然環境保全指針	・ 岩手県自然環境保全指針において該当する A～E の区分による保全方向の配慮を行うこと。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 植生自然度の高い地域	・ EADAS ・ 岩手県自然環境保全指針	・ 岩手県自然環境保全指針において該当する A～E の区分による保全方向の配慮を行うこと。
	・ 特定植物群落	・ EADAS	・ 当該地の改変を避けた事業計画にすること。
	・ 巨樹・巨木林	・ EADAS	・ 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
	・ 環境省レッドリスト ・ 岩手県レッドリスト	・ 東北地方環境事務所に聴取 ・ いわてレッドデータブック ・ 岩手県自然環境保全指針	・ 岩手県自然環境保全指針において該当する A～E の区分による保全方向の配慮を行うこと。

促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県希少野生動植物の保護に関する条例で指定する指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家に聴取</li> <li>岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針において該当する A～E の区分による保全方向の配慮を行うこと。</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然再生の対象となる区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>東北地方環境事務所 WEB ページ</li> <li>自然再生協議会に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること。</li> <li>※ 市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要里地里山</li> <li>重要湿地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>東北地方環境事務所に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</li> <li>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立/国定公園、県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点</li> <li>長距離自然歩道</li> <li>世界遺産における眺望点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>東北地方環境事務所に聴取</li> <li>県自然保護担当課に聴取</li> <li>県世界遺産担当課に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</li> <li>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道、世界遺産からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所や県自然保護担当課、県世界遺産担当課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>

促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立自然公園区域の普通地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>県自然保護担当課 WEB ページ</li> </ul>	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は風力発電機設備を周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>長距離自然歩道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県自然保護担当課に聴取</li> </ul>	<p>(促進区域に当該歩道や区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該歩道や区域の変更を避けた、又は変更面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>
その他県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県砂防担当課 WEB ページ</li> </ul>	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村教育委員会へ聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、事業地内に周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が無いことを確認すること。</li> <li>遺跡に該当する場合は、埋蔵文化財に影響が生じないように配慮※する必要があること。</li> <li>事業地内に遺跡が所在しない場合であっても、事業地が1 ha 以上である、周辺に遺跡が所在する、埋蔵文化財の所在確認を行ったことのない場所などは、事業計画について協議が必要であること。</li> </ul> <p>※ 事業により埋蔵文化財に影響が生じる場合は、必要に応じて発掘調査が必要になること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1種農地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員会に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員会の意見を聴いた上で県（又は指定市町村）の農地転用担当部局との間で十分調整を行うこと。</li> </ul>

促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
その他県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の回廊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国有林は、東北森林管理局に聴取</li> <li>民有林は、県森林整備担当課に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の回廊の設置趣旨を踏まえ、区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>